

新・新潟市教育ビジョン策定推進本部設置要綱

（設置）

第1条 新・新潟市教育ビジョン（仮称。以下「教育ビジョン」という。）の策定を総合的かつ効果的に推進するため、新・新潟市教育ビジョン策定推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）教育ビジョンの基本的な方針に関する事項
- （2）主要施策の立案及び調整に関する事項
- （3）その他教育ビジョンに関する重要な事項

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は教育長を、副本部長は教育次長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、本部長が必要と認めるときは、当該審議事項に関係のある本部員のみで開催することができる。
- 3 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部構成員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（部会）

第6条 本部長が必要と認めるときは、本部に部会を設置することができる。

- 2 部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 3 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 4 部会長は部会を総括し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第7条 本部の事務局は、教育委員会教育総務課教育政策室に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

別表（第3条関係）

教育総務課長，学務課長，施設課長，保健給食課長，地域教育推進課長，学校人事課長，教育職員課長，総合教育センター所長，学校支援課長，教育相談センター所長，特別支援教育課長，生涯学習センター所長，中央公民館長，中央図書館長，政策調整課長，市民協働課長，こども政策課長，福祉総務課長，文化政策課長，スポーツ振興課長，食と花の推進課長，国際課長
--